（別紙）

令和４年７月決定

八王子市教育委員会

市立学校においていじめの重大事態が発生した場合の手続きフロー

【基本方針】いじめによる重大事態の調査は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に則ったプロセスの中で、可能な限り迅速に開始及び実施し、完了させる。

いじめの重大事態に該当する疑いのある事案の発生

【重大事態調査の目的】
①事案の全容解明
②当該事態への対処
③同種の事態の発生防止
〔法第28条第１項〕

法２８条第１項第１号事案
「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

法２８条第１項第２号事案
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

対応チームによる事案の把握と対応方針の協議（調査実施及び調査主体の判断）

⇄〇被害者側の保護者への調査の趣旨説明及び意向等確認

【協議２】調査主体の判断基準
①自殺の背景としていじめが疑われる事案
②学校と関係児童・生徒の保護者との間のトラブルが深刻化しておりもはや関係修復が難しい事案（被害児童・生徒やその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態調査の目的を果たせないと判断される事案）
③大きく報道される等、学校の負担が過大で、学校が調査を実施することによって学校の教育活動に支障が生じる恐れがある事案

【協議１】調査実施の判断基準
ア　法第２３条第２項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確になっている
イ　アの結果について関係者（関係児童・生徒とその保護者）が納得している

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より

【例外として】法第２８条に基づく調査せず

【対応チームメンバー】
〇学校教育部長　・指導担当部長
・教育総務課長　・教育指導課長
・統括指導主事　・指導主事
・教育総務課総務担当　・教育指導課指導担当

※原則学校主体の調査となる
①～③いずれにも該当しない場合も、「不登校重大事態に係る調査の指針」に則り、対処方針について、教育委員会で決定する（原則教育委員会定例会にて決定する）

①～③いずれにも該当しない場合、調査開始までの迅速性を重視し、原則教育長専決で調査開始を決定する

①～③いずれかに該当する

教育長専決での法２８条調査開始決定

教育委員会での法２８条調査開始決定
（非公開の議案として）

教育委員会での法２８条調査開始決定
（非公開の議案として）

教育委員会への報告
（状況により事後対応の場合あり）

学校主体の調査

教育委員会主体の調査

学校主体の調査

【いじめ問題対策委員会】
事務局からの報告
↓
調査主体の審議・承認

【いじめ問題対策委員会】
事務局からの報告
↓
委員会内に調査部会を設置

【いじめ問題対策委員会】
事務局からの報告
↓
調査主体の審議・承認

※いじめ問題対策委員会での審議により教育委員会主体で調査すべきとなった場合には、教育委員会を招集し、再度調査主体の協議を行う。

市長への報告〔窓口：総合経営部経営計画課〕
①重大事態発生報告書の写し　②対応経過表

※学校主体の調査の開始後に、状況の変化等に鑑み、教育委員会主体の調査に移行することがある。

〇教育委員会事務局による調査委員人選資料の作成
〇調査組織による被害者側への事前の調査方針の説明

調査組織による調査開始

【教育委員会定例会】
調査結果の報告・協議

調査組織から教育委員会へ調査報告書の提出
〔教育長及びいじめ問題対策委員会委員長〕

【いじめ問題対策委員会】
調査結果の報告・協議

〇調査組織による被害者側への調査報告書の説明
〇調査組織による被害者側への「所見」の有無の確認・受領

市長への報告〔窓口：総合経営部経営計画課〕
①調査報告書　②事前の調査方針　③調査委員人選資料　④被害者側の「所見」